

令和 5 年度環境経営レポート

対象期間：令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日



有限会社シーエフ三圭

発行日 2024 年 5 月 31 日

目次

1. 環境経営方針	2
2. 組織の概要	3
○組織の概要	
○認証・登録の対象組織・活動	
○環境経営組織図及び役割・責任・権限表	
○許可の内容	
○廃棄物処理フロー	
3. 環境経営目標と実績	7
○主な環境負荷と処理実績	
○環境経営目標	
4. 環境経営目標・実績・評価	8
○環境経営目標の実績	
5. 環境経営計画の取組・評価、次年度の取組	9
6. 主な環境関連法規等の遵守状況の結果及び違反訴訟の有無	10
7. 代表者による全体の評価と見直し	10

1. 環境経営方針

一般廃棄物の収集運搬、浄化槽の管理清掃を通じて、低炭素社会、地球温暖化問題、地域の環境活動に自主的・積極的に取り組み、貢献していきます。

また環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を図ります。

1. 環境関連法規制等、当社が約束したことを遵守します。
2. 二酸化炭素排出量の削減の為に省エネルギーに取組みます。

特に燃料削減を重点分野に取り組みます。

3. 水使用量の削減に取組みます。
4. 化学物質の適正使用を心掛けます。
5. 地域での清掃活動等環境活動に積極的に参加します。
6. 本方針を全従業員に周知徹底します。

制定日：2023 年 2 月 1 日
有限会社シーエフ三圭
代表取締役社長 三原昌守

2. 組織の概要

○組織の概要

- 名称及び代表者名
有限会社シーエフ三圭
代表取締役 三原昌守
- 所在地
本社 社：岡山県倉敷市亀山 708-4
船穂事務所：岡山県倉敷市船穂町船穂 745-5
茶屋町倉庫：岡山県倉敷市茶屋町 1933-5
- 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
環境管理責任者（管理担当）：高森 薫 TEL：086-428-4439
環境管理責任者（実施担当）：坪井 沢郎 TEL：086-428-4439
- 事業内容
一般廃棄物収集運搬業務
し尿・汚泥収集運搬清掃業務
浄化槽保守点検業務
- 事業の規模
法人設立：平成 13 年 7 月 9 日
資本金：300 万
売上高区分 A：5 億円未満

	本社	船穂支社	茶屋町事業所
従業員	2名	4名	6名
延べ床面積	66.24㎡	51.8㎡	21㎡

受託した一般廃棄物の処理量

収集運搬量	家庭ごみST収集	292,130.00 kg	令和5年2月～4月 合計： 1,815.03 t
	し尿・汚泥	1,522.90 t	

収集運搬車両等

車種	台数	備考
2t バキューム車	3 台	
3t バキューム車	2 台	
2t パッカー車	2 台	
3t パッカー車	1 台	
低床トラック	1 台	瓶回収車
軽車両	7 台	浄化槽管理車、器具運搬車
合計	16 台	* 2023.2現在

主要設備

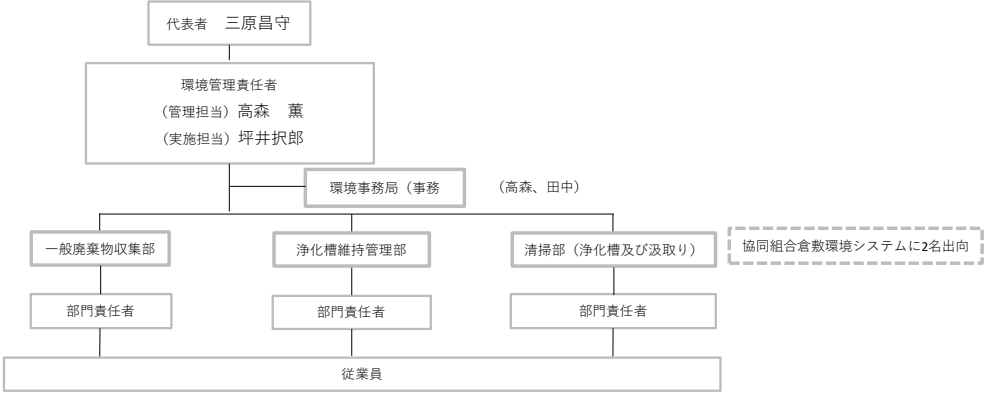
名称	備考
洗車場	船穂支社のみ

○認証・登録の対象組織・活動

登録組織名：有限会社シーエフ三圭
対象事業所：会社全組織
活動：一般廃棄物収集運搬業務、
し尿・汚泥収集運搬清掃業務、
浄化槽保守点検業務

○環境経営組織図及び役割・責任・権限表

エコアクション21実施体制図



	役割・責任・権限
代表者（社長）	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備 ・環境管理責任者を任命 ・経営における課題とチャンスの明確化 ・環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標・環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者（管理担当）	・環境経営システムの構築、管理 ・環境関連法規制等の取りまとめ表を承認 ・環境経営目標・環境経営計画書を確認 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境経営レポートの確認 ・環境関連法規制等の遵守評価の実施 ・環境経営目標、環境経営計画書の審議
環境管理責任者（実施担当）	・環境経営システムの実施 ・緊急事態対応手順のテスト、訓練の指導及び総括 ・環境経営計画の実施結果を代表者へ報告 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境経営の実施状況の評価、見直し ・環境教育の内容検討、実施結果の評価 ・環境教育訓練計画の作成と実施の管理
環境事務局	・環境管理責任者の補佐 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境経営計画の実績集計 ・環境関連法規制等取りまとめ表の作成 ・環境経営レポートの作成、公開（事務所への備付けと地域事務局への送付） ・特定された項目の手順書作成（緊急事態への対応を含む）
各部門責任者	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境経営の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の運用管理 ・自部門の環境上の緊急事態の想定と対応手順のテスト、訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

○許可の内容

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号	第161号
許可の年月日	令和4年2月15日
許可の有効期限	令和4年3月1日から令和6年2月29日まで
事業の範囲	収集運搬業 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ） 2 積替施設の有無 無
収集運搬の区域	倉敷市内に限る。ただし、真備地区で発生したごみは吉備路クリーンセンターに運搬すること。

許可年月日

令和6年2月22日

許可の有効年月日

令和6年3月1日から8年2月28日

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号	第03303101090号
許可の年月日	令和4年12月20日
許可の有効期限	令和9年12月19日
許可の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可
事業の範囲	積替え又は保管の有無 無
産業廃棄物の種類	汚泥/廃油/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ ゴムくず/金属くず/ガラスくず等/がれき類

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号	第31号
許可の年月日	令和4年3月22日
許可の有効期限	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
業種	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業

許可番号

第31号

許可の年月日

令和6年3月29日

許可の有効期限

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

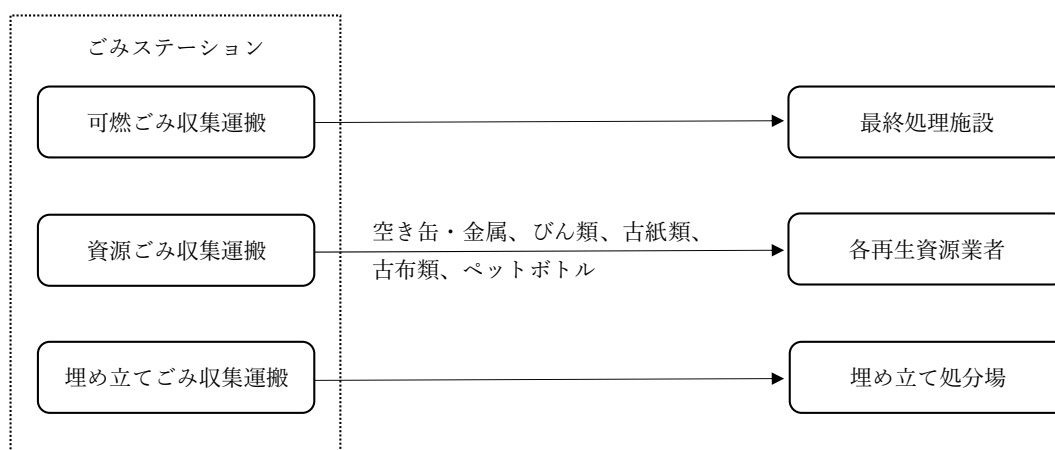
浄化槽保守点検業者登録証

登録番号	第6-4号
登録年月日	令和4年10月18日
登録の有効期限	令和4年11月1日から令和7年10月31日まで
登録内容	倉敷市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項の規定による登録

○廃棄物処理フロー

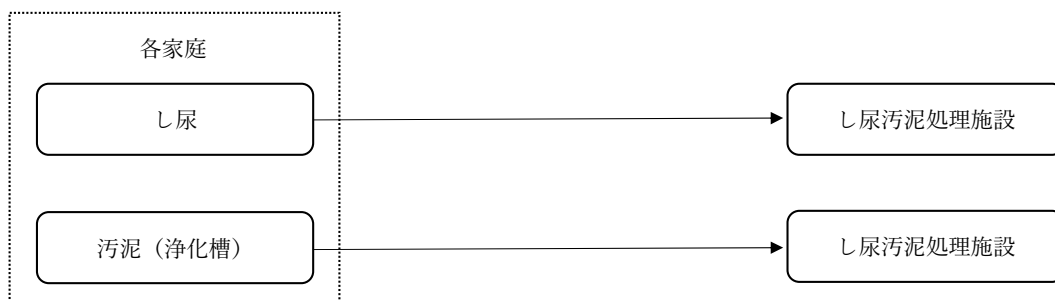
・家庭ごみ

家庭ごみの収集は、ごみステーション方式を基本としており、可燃ごみは週2回、資源ごみ及び埋め立てごみは各々月1回の各収集日に収集しています。収集したごみは、ごみの種類ごとに市が指定する処理施設へ搬送しています。



・し尿、汚泥（浄化槽）

し尿に関しては、各家庭の汲み取り升から定期的にバキューム車で汲み取り、市より指定されたし尿汚泥処理施設へ搬送。浄化槽汚泥に関しては、各家庭の浄化槽の種類により浄化槽法に沿った期間にバキューム車で汲み取り、市の指定されたし尿汚泥処理施設へ搬送しています。



3. 環境経営目標と実績

○主な環境負荷と処理実績

項 目	単位	R4年度 (R5.2～R5.4)	R5年度 (R5.5～R6.4)
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	13,225	517,573
電力使用量	kg-CO ₂	1,172	4,552
ガソリン使用量	kg-CO ₂	2,903	472,971
軽油使用量	kg-CO ₂	9,149	40,037
一般廃棄物	k g	9	41
家庭ごみ収集運搬量	k g	292,130	292,130
し尿・汚泥収集運搬	t	1,523	1,523
水使用量	m ³	29	149

○環境経営目標

- ・期間は5月から4月の1年（年度）。
- ・基準から毎年1%ずつ削減する。

項目	単位	中期目標			
		基準年	R5年度	R6年度	R7年度
		(R4.1～12)	基準年度比2%減	基準年度比3%減	基準年度比4%減
電力使用量の削減	kWh	6,314.00	6,187.72	6,124.58	6,124.58
ガソリン使用量の削減	L	5,086.58	4,984.85	4,933.98	4,933.98
代金引き落とし件数の増加	件	—	24	25	26
軽油使用量の削減	L	16,315.15	15,988.85	15,825.70	15,662.54
バキュームカーの燃費向上	t/L	—	0.43	0.42	0.42
一般廃棄物の削減	kg	42.70	41.85	41.42	40.99
水使用量の削減	m ³	124.00	121.52	120.28	120.28
薬品使用の適正管理	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
地域貢献	件	—	3	4	5

*バキュームカーの燃費向上はR5年度が実態調査になり、この年を基準とする。

*地域貢献は基準年に登録ができておらず、R5年度からの実施になる。

4. 環境経営目標・実績・評価

○環境経営目標の実績

項目	単位	R5年度目標値	R5年度実績	達成度	評価
		(R5, 5～R6, 4)	(R5, 5～R6, 4)	(実績÷目標)	
電力使用量の削減	kWh	6,187.72	8,401.50	135.8%	×
ガソリン使用量の削減	L	4,984.85	4,291.85	86.1%	○
代金引き落とし件数の増加	件	24	24	100.0%	○
軽油使用量の削減	L	15,988.85	15,515.60	97.0%	○
バキュームカーの燃費向上	t/L	0.59	0.43	73.3%	○
一般廃棄物の削減	kg	41.85	41.80	99.9%	○
水使用量の削減	m³	121.52	149.60	123.1%	×
薬品使用の適正管理	—	適正管理	適正管理	—	○
地域貢献	件	3	1	33%	×

- ・実績は令和5年4月～令和6年4月の12か月。
- ・達成度は 達成度 = (実績 ÷ 目標値) × 100
- ・電力のCO₂排出係数：中国電力2022年度 0.542 kg-CO₂/kWh を使用。
- ・二酸化炭素総排出量（電気+ガソリン+軽油）は、517,562.56 kg-CO₂である。
- ・バキュームの燃費向上(t/L)：
運搬量 4,615 t / 軽油使用量 10,676L = 0.43 t / L（バキューム車5台分）

○評価

- ・ガソリンの使用量は、巡回ルートの見直し、意識の改善により効果あり。
- ・バキュームの燃費向上に関してもエコドライブの意識改善で効果あり。
- ・水道水の使用量については、節水が徹底できてない。
- ・地域貢献については、登録はできているが実施が見送りになり実績が積みなかった。

5. 環境経営計画の取組・評価、次年度の取組

環境経営計画（中期計画含む）	達成状況	次年度	コメント
電気使用量の削減			
・エアコンの適正な温度を管理する	△	継続	夏場の記録的な暑さの為、温度管理が難しかったが、引き続き周知徹底を行う。
・必要な場合のみ電気をつける	○	継続	
・省エネ機器を導入する	○	継続	
・啓発する	○	継続	
ガソリン使用量の削減			
・アイドリングストップ	○	継続	アイドリングストップ、エコドライブを徹底する。
・効率的な巡回	◎	継続	
・適正な車両の整備	○	継続	
・エコドライブ	○	継続	
代金引き落とし件数の増加			
・顧客への説明と理解	○	継続	引き続き件数の増加を目指す。
軽油使用量の削減			
・エコドライブ	○	継続	意欲的に取り組めてはいるが、継続的に徹底していく。
・アイドリングストップ	○	継続	
・効率的、計画的収集	◎	継続	
・適正な車両の整備	◎	継続	
バキュームカーの燃費向上			
・エコドライブ	○	継続	意欲的に取り組めてはいるが、継続的に徹底していく。
・アイドリングストップ	○	継続	
・効率的、計画的収集、収集運搬	◎	継続	
一般廃棄物の削減			
・分別によるリサイクルの推進		継続	様子を見て推進する。
水使用量の削減			
・節水意識の向上	△	継続	節水意識の徹底を引き続き行う。
・散水シャワーヘッドを取付ける	○	継続	
薬品使用の適正管理			
・薬品の成分や過去の使用実績など把握する	○	継続	今後も適正管理を徹底する。
・適正管理	○	継続	
地域貢献			
・倉敷アダプトプログラム	△	継続	登録はしているが、登録先の都合により実施されていない。
・瀬戸内クリーンアップ作戦	×	継続	
・高梁川流域SDGsパートナー	×	継続	

◎：よくできた ○：まあまあできた △：あまりできなかった ×：全くできなかった

6. 主な環境関連法規等の遵守状況の結果及び違反訴訟の有無

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	関連条例等による規制	該当する設備・項目	遵守評価
				判定
廃棄物処理法（処理業者）	一般廃棄物収集運搬業の許可		一般廃棄物(紙くず、繊維くず、木くず、生ごみなど)	○
	産業廃棄物収集運搬業の許可		産業廃棄物（汚泥・廃油・廃プラスチック・紙屑・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず等・がれき類）	
廃棄物処理法（排出事業者）	委託基準：一廃収集業者の許可の確認			○
	委託基準：産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約			—
	保管基準 掲示板：60cm×60cm以上表示 飛散・浸透防止 衛生管理			○ (現状保管無し)
	マニフェスト交付・管理 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告 A、B2、D、E票の保管（5年間）			—
浄化槽法（排出事業者）	設置または変更の届出		本社のみなし浄化槽	○
	保守点検・清掃			○
	定期検査	記録は3年間保存		○
浄化槽法（保守点検業）	浄化槽保守点検業の登録		浄化槽保守点検業者	○
	浄化槽管理士		浄化槽保守点検業者	○
	浄化槽清掃業の許可		浄化槽清掃業者	○
	帳簿の備え付け（5年間）		浄化槽清掃業者	○
下水道法（排出事業者）	下水道の使用に関する届出		船徳事務所	○
消防法	消防訓練の実施	防火管理者を定める		
		消防訓練の実施		
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	性状及び取扱に関する情報（SDS）の受取・発行		第2種指定化学物質（134物質）も対象	○
フロン排出抑制法	フロン類の管理		空調機（圧縮機出力1.53kw）	○
薬事法	浄化槽保守点検業に於いて使用する薬品類	薬品類の適正管理		○
労働安全衛生法	化学薬品の適切な使用 化学物質のリスクアセスメント			○

環境関連法規の遵守について確認評価した結果、遵守を確認しました。
また、過去3年間、関係機関等から違反について特に指摘はありませんでした。
また、訴訟について同様にありません。

7. 代表者による全体の評価と見直し

エコアクション21に取り組んで、初めて年間を通しての実績ですが、周知徹底、まだまだできることがあると思っています。

エコアクション21に取り組む事により、会社組織として不足していること、作業以外での従業員の意識の改善、当たり前のようにやっていることに日があたってきました。

エコアクション21は「環境負荷の削減」と「環境保全」で、企業価値を高める活動です。環境負荷削減をしてコスト削減をし、安定企業にしても従業員にも利益を還元し、さらに地域貢献＝環境保全活動につながります。

事業の中で一番大事な「仕事の進め方」。この部分にバラツキがあると、一生懸命仕事をして、労多くして功無しという形になります。目標・計画・実績・評価するというPDCAのマネジメントシステムをスパイラルアップしつつ、日々の努力が確実に蓄積していく仕組みにしていけます。そして、SDGsと絡めていくことも検討していきます。